

京都市社会的養育推進計画の進捗について  
(令和7年度)

# 京都市

## 目次

第2章 地域の現状、資源の整備・取組方針、評価指標について	5
1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	5
2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	10
3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】	17
4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み	20
5 一時保護改革に向けた取組	21
6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	26
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	36
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	45
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	62
10 児童相談所の強化等に向けた取組	66
11 障害児入所施設における支援	73

## 第1章 計画策定にあたって（略）

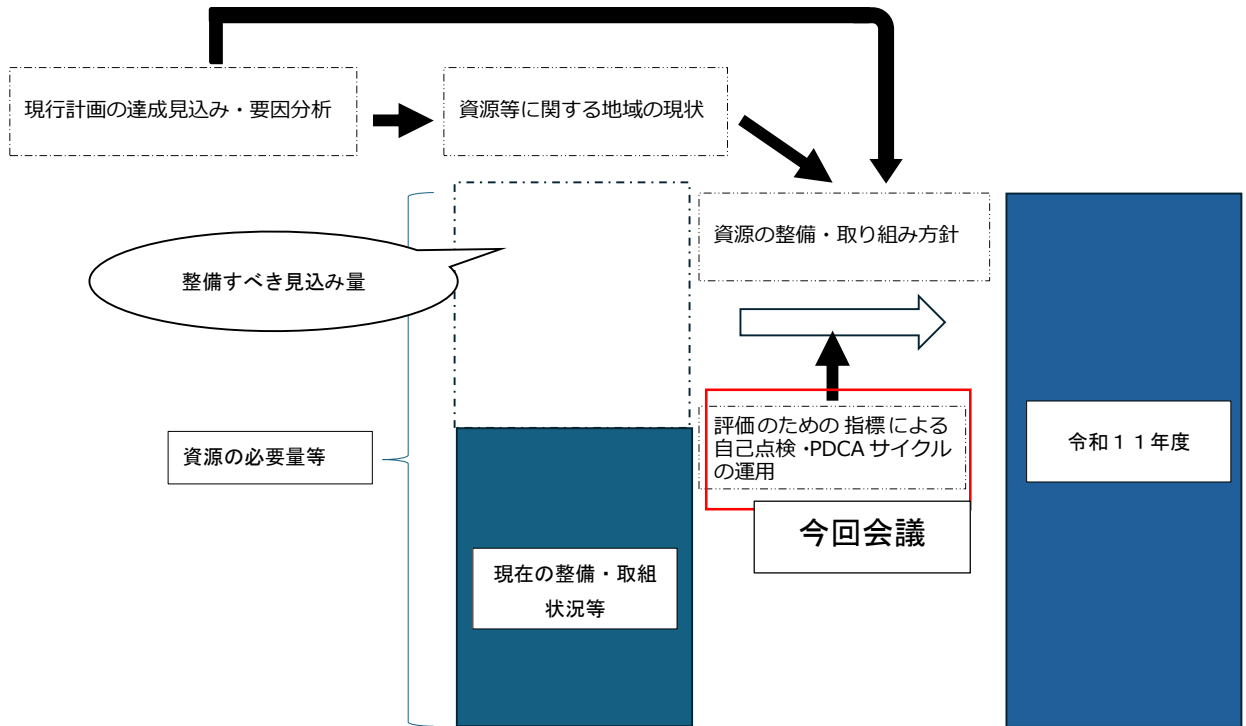
(1) 本計画における記載内容

(7) 必要的記載事項

策定要領において、改正児童福祉法の内容等を踏まえ社会的養育推進計画の体系を見直すとともに、13項目について、項目ごとに下記の必要的記載事項を記載することが定められています。

必要的記載事項	内容
現行計画の 達成見込み・要因分析等	現行計画における目標設定の内容(目標、目標設定に当たっての考え方)、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成(見込み)の要因を分析してその内容を記載すること。
資源等に関する地域の現状	各項目に設定された留意事項を踏まえて、計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。
資源の整備・取り組み方針	資源等に関する地域の現状で算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、留意事項及び現行計画の達成見込み・要因分析も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載すること。「定量的な整備目標」の設定が求められている項目は年度ごとに設定すること。

#### (イ) 計画策定項目図



#### (自己点検内容)

各記載項目における、(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）のうち、

- ・ **i 資源等に関する地域の現状**に記載している「必要な取組・量等」の見直し、「現在の整備・取組状況等」の更新、それに伴う「整備すべき見込量等」の更新
- ・ **iii 定量的な整備目標**に令和7年度実績を記載。  
(年度内の開催のため、数値が確定していない項目があります。)
- ・ **(参考) 評価のための指標**について、国が定める評価項目を一覧として掲載し、令和7年度実績を記載。なお、多くの評価のための指標は定量的な整備目標と重複していることから、重複している場合は【再掲】と冒頭に掲載。
- ・ 上記の結果を踏まえて、現状の分析を【令和7年度の課題と今後の展望】として記載。

## 第2章 地域の現状、資源の整備・取組方針、評価指標について

### 1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

#### (1) 旧計画の達成見込・要因分析等

##### 【旧計画における内容】

- 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童相談所での意見聴取について児童記録等に記録化	子どもの権利ノートの活用や一時保護所における意見箱の設置に加え、令和6年度からは児童福祉法の改正を踏まえた新たな取組を実施するなど、子どもの権利擁護のための取組を推進
児童相談所から年齢に応じた「子どもの権利ノート」を施設入所時に配付	
里親、ファミリーホーム向けの「子どもの権利ノート」の作成	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度から、児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業を開始</li> <li>・子どもの権利擁護に係る環境整備のため「子どもの権利擁護部会」を創設</li> <li>・「意見表明等支援事業」及び子どもの権利擁護に関する研修を実施</li> </ul>	

#### (2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

##### i 資源等に関する地域の現状

- ・ 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
関係機関の職員が子どもの権利や権利擁護についての理解を十分に深めるとともに、子ども自身に対しても、子どもの権利等についてわかりやすく説明できる環境の整備	令和6年度から市職員や関係機関の職員を対象として実施	施設及び行政職員向け研修のほかに、施設入所児童向けの啓発として、子ども向け研修の実施

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・ 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合、そのうち事業を利用したこどもの割合

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
事業利用を希望する子どもが利用できる体制の整備	令和6年度から実施 <u>(令和7年度)</u> <u>児童養護施設（1施設）</u> <u>に対象拡大</u>	意見表明等支援事業の対象施設等を拡大するとともに、子ども向けの研修等を実施

- ・ 措置児童等を対象とした権利擁護に関する取組にかかるこども本人の認知度、利用度、満足度の確認体制の整備
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
子どもの権利及び権利擁護の制度に関する認知度、利用度、満足度、理解度を計るための確認体制の整備（アンケートの実施等）	検討中	アンケート等の実施

- ・ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
各関係機関における子どもの意見形成・意見表明支援の推進及び各機関の状況に応じた意見表明等支援事業の導入等	整備中	アンケート等の実施

- ・ 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
子どもの権利擁護部会を継続的に実施し、権利救済の申立ができる手段を確保	令和6年度から専門部会（子どもの権利擁護部会）を設置	専門部会の設置（1か所）及び運営体制の確保

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
社会的養護に係る計画の作成時等に当事者及び経験者に参画いただく体制構築	社会的養育推進計画の策定に当たり、当事者の部会参画	計画の策定時等には必ず当事者等を参画させる

ii 資源の整備・取組方針等

- 児童福祉法の改正により示された子どもの権利擁護のための取組を着実に実施していく。
- 上記取組について、定期的に子どもの理解度や満足度も確認しながら、より効果的な内容となるようブラッシュアップしていく。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ 令和7年度において、当事者へのヒアリングが未実施であることから、権利擁護に関する取組にかかるこども本人の認知度、利用度、満足度の確認体制や社会的養護施策策定に対しての意見を聴取する機会を、令和8年度早期に設定する。
- ・ 意見表明等支援事業の対象施設を令和7年度に1施設増加し、児童養護施設でも取組を開始し、令和8年度から4施設に拡大予定。実施施設において利用したい児童全てが利用できる体制を継続するとともに、対象施設等をさらに拡大していく。また、取組への満足度の確認体制について構築し、事業評価を行う。

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

iii 定量的な整備目標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	市職員	2回	2回	2回	2回	2回
	(実績)	2回				
		33人				
	施設職員等	2回	2回	2回	2回	2回
	(実績)	2回				
		25人				
	高研修	2回	2回	2回	2回	2回
	(実績)	2回				
		58人				
	子ども	—	検討	検討	検討	検討
(実績)	0回					
受講者数	全ての研修において受講を希望する者全員が受講できること					
(実績)	希望者、全員が受講					
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	希望する子ども全員が利用できること		希望する子ども全員が利用できること ※ 対象施設は前年度より拡充	希望する子ども全員が利用できること ※ 事業対象施設は前年度より拡充	希望する子ども全員が利用できること ※ 事業対象施設は前年度より拡充	
(実績)	事業を実施する施設において希望する子ども全員が利用					

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

（参考） 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
【再掲】 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数	実施回数	市職員：2回 施設職員等：2回 合同研修：2回				
	受講者数	市職員：33人 施設職員等：25人 合同研修：58人				
意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合、そのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているか））	人数	78名				
	割合	14.3%				
	利用した子どもの割合	利用を希望する 児童全員				
	委託状況	NPO 法人に 委託				
措置児童等を対象とした 子どもの権利に関する理解度		調査方法を 検討中				
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	割合	調査方法を 検討中				
	満足度	調査方法を 検討中				
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況及び意見申立件数	設置状況	設置済				
	申立件数	0件				
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（経験者を含む）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	当事者参画	2名が部会 に参画				
	ヒアリング等 実施	策定時に ヒアリング を実施 (令和7年度は実施なし)				

## 2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

### (1) 旧計画の達成見込・要因分析等

#### 【旧計画における内容】

- 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実
- 区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- 母子生活支援施設を活用した支援

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
各区役所・支所子どもはぐくみ室を令和6年4月から「こども家庭センター」に位置付け	児童福祉法の改正も踏まえ、計画規定内容に係る取組を継続的に推進している。
子育て支援短期利用事業について、令和2年度以降、新たに3か所で事業開始するとともに、令和5年度からは本体施設のない事業所に職員配置に係る補助を開始	
要保護児童対策地域協議会実務者会議に所轄警察署が参画	
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を継続して実施	
措置費を活用した地域支援事業の実施	
母子生活支援施設と福祉事務所職員の合同研修を継続して実施	

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

i 資源等に関する地域の現状

・ こども家庭センターの設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
全区役所・支所に設置 (14か所)	全区役所・支所に設置 (14か所)	整備済み

・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
業務研修のほか、職種や経験年数に応じた研修、分野横断的な研修の継続的な実施	新任研修、職種別研修、福祉業務研修等を継続的に実施	研修の更なる充実、分野横断的な研修の実施

・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所と子どもはぐくみ室の人材交流の継続	継続的に実施	継続的に実施

・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
サポートプラン策定を担う職員の専門性の向上	担当者への研修の実施	研修の継続、好事例の共有

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

**ii 資源の整備・取組方針等**

○ こども家庭センターに求められる役割を果たし、その機能を十分に発揮するために、引き続き、職員への研修等により専門性の確保・向上に取り組んでいく。

**【令和7年度の課題と今後の展望】**

- ・サポートプランの策定をはじめ、こども家庭センター職員の専門性向上のための研修等を引き続き実施する。

**iii 定量的な整備目標**

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センターの設置数		14か所				
(実績)		14か所				
こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数		職種別・業務別研修：随時 新任職員研修：年1回 ※受講対象となる職員全てが受講できること 派遣研修：随時				
(実績)	実施回数	職種別・業務別研修 : 9回 新任職員研修 : 1回 派遣研修 : 1回				
	受講者数	職種別・業務別研修 : 104名 新任職員研修 : 63名 派遣研修 : 1名				

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】 こども家庭センターの設置数		14か所				
【再掲】 こども家庭福祉 行政に携わる 市区町村職員に対する 研修の実施回数、 受講者数	実施回数	職種別・業務別研修 : 9回 新任職員研修 : 1回 派遣研修 : 1回				
	受講者数	職種別・業務別研修 : 104名 新任職員研修 : 63名 派遣研修 : 1名				
都道府県と市区町村との人材 交流の実施状況		実施				
こども家庭センター におけるサポートプラン の策定状況	作成件数	※				
	特定妊婦数に対する 作成件数の割合	※				
	要支援・要保 護児童数に対 する作成件数の割合	※				

※ 令和7年度実績について、年度末で確定予定

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 市町村こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
(子ども・子育て支援 事業計画に記載)	(子ども・子育て支援 事業計画に記載)	(子ども・子育て支援 事業計画に記載)

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
子育て短期支援事業（本市：子育て支援短期利用事業）の受け皿の拡充の中で里親・ファミリーホームへの委託も検討	令和7年度里親ショートステイ（ファミリーホームでの実施を含む）を開始	保護者の利便性の向上、安心して預けられる環境の整備、事業利用を通じた子育て支援の充実

ii 資源の整備・取組方針等

- 引き続き、京都市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭支援事業の提供体制の確保に取り組む。
- 里親・ファミリーホームへの委託も含め、引き続き、子育て支援短期利用事業の受け皿の拡充に取り組む。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ 児童相談所に調整員を配置して、既存の子育て短期支援事業を実施している施設等の協力を得て、里親家庭でのショートステイを開始した。今後、制度の認知向上を図り、利用者数の増加を図る。
- ・ その他の家庭支援事業については本市における事業実施の必要に応じて、社会的養護関係施設の多機能化の一環などとして実施を検討する。

iii 定量的な整備目標

		R7	R8	R9	R10	R11
市町村こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策		(子ども・子育て支援事業計画に記載)				
(実績)	子育て短期支援事業	14か所				
	養育支援訪問事業	14か所				
	一時預かり事業	63か所				
	子育て世帯訪問支援事業	17か所				
	児童育成拠点事業	0か所				
	親子関係形成支援事業	0か所				
市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数		里親・ファミリーホームへの委託も含め、各区役所・支所管内における複数の受け皿の確保を目指す				
(実績)	里親	8世帯				
	ファミリーホーム	1事業所				
	児童家庭支援センター	設置なし				

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	子育て短期支援事業	14か所				
	養育支援訪問事業	14か所				
	一時預かり事業	63か所				
	子育て世帯訪問支援事業	17か所				
	児童育成拠点事業	0か所				
	親子関係形成支援事業	0か所				
【再掲】 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親	8世帯				
	ファミリーホーム	1事業所				
	児童家庭支援センター	設置なし				

③児童家庭センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
本市における必要性も含め児童家庭支援センターの設置に関しては検討が必要  (子どもはぐくみ室を中心に地域の子育て支援や児童虐待の未然防止等の対応を行っており、児童家庭支援センターは未設置のため)	(設置なし)	本市における必要性も含め検討

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

ii 資源の整備・取組方針等

○ 本市における必要性も含め児童家庭支援センターの設置に関しては検討が必要。

【令和7年度の課題と今後の展望】

引き続き、必要性について検討をおこなう。

iii 定量的な整備目標

	R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	本市における必要性も含め検討				
(実績)	設置なし				
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	児童家庭支援センターの本市における必要性も含め検討				
(実績)	設置なし				
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	児童家庭支援センターの本市における必要性も含め検討				
(実績)	設置なし				

(参考) 評価のための指標

	R7	R8	R9	R10	R11
【再掲】 児童家庭支援センターの設置数	設置なし				
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合(分母) 指導措置委託全件数	【再掲】 在宅指導措置委託件数  割合	児童家庭支援センターの設置なし			
【再掲】 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	児童家庭支援センターの設置なし				

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 新設項目のため、旧計画では定めていない。

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
事業の必要性の検討	(実施なし)	事業の必要性の検討

- ・ 助産施設の設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
助産利用希望者が利用できる受入体制の維持	(令和6年度) 10か所で実施 (令和7年度) <u>9か所で実施</u>	現状維持

- ・ 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特定妊婦支援に関する内容を盛り込んだ研修の実施	個別事業研修、新採研修・異動者研修内において特定妊婦の支援について講義等を実施	研修の継続実施

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

ii 資源の整備・取組方針等

- 特定妊婦等への支援に従事する職員に対しては、研修等を実施し、支援策を学びより良い支援を行えるように取り組んでいく。
- 入所や通所による特定妊婦への支援については、関係施設・団体との連携の下、既存の施策・事業により取り組んでいるが、ニーズは高い状況である。
- 国によるこども虐待による死亡事例等検証においては、従前から心中以外の虐待死では0歳児が最も多く、0歳のうち月齢0か月児が高い割合を占めていること、また、娠期からの切れ目のない支援の充実について繰り返し提言が行われていること等も踏まえ、引き続き、本市における支援を必要とする妊産婦等への支援施策を検討していく。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・令和7年9月末に助産施設のうち、1か所が分娩取扱いを終了したことから、助産施設の設置数が1か所減となった。特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修については、計画通り実施しており、今後も継続して実施する。

iii 定量的な整備目標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数		事業の必要性を検討				
(実績)		未実施				
助産施設の設置数		10か所	10か所 (変更) 9か所	10か所 (変更) 9か所	10か所 (変更) 9か所	10か所 (変更) 9か所
(実績)		9か所				
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数		3回 受講対象となる職員全てが受講できること	3回 受講対象となる職員全てが受講できること	3回 受講対象となる職員全てが受講できること	3回 受講対象となる職員全てが受講できること	3回 受講対象となる職員全てが受講できること
(実績)	実施回数	3回				
	受講者数	72名				

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新設】

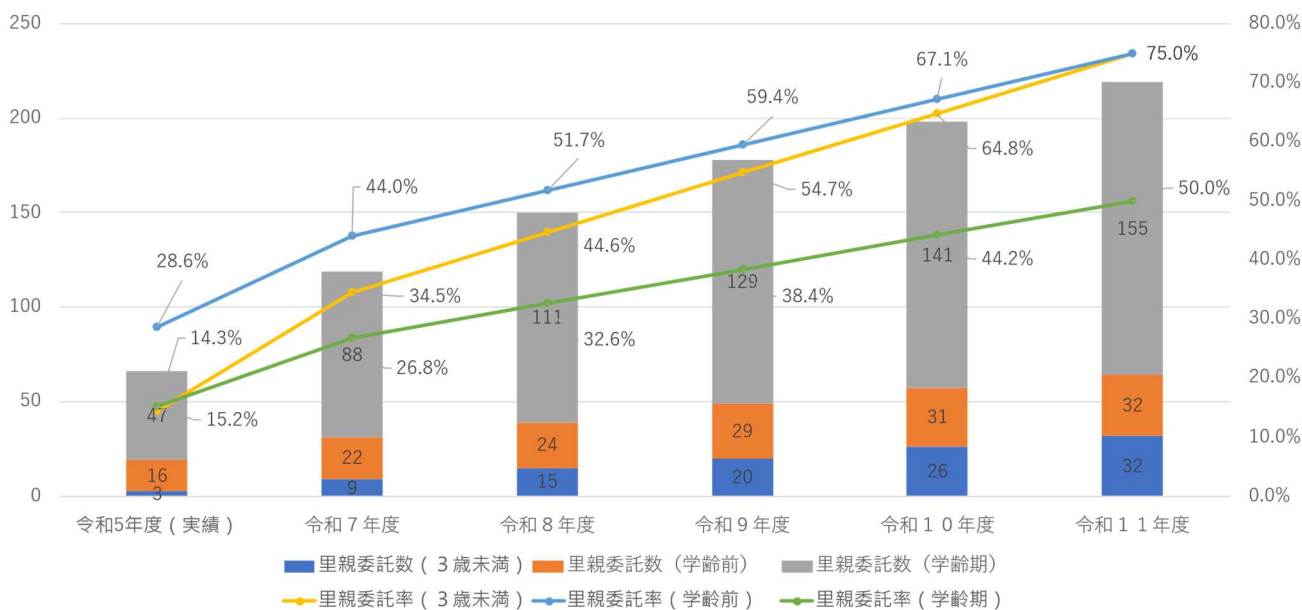
(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
【再掲】妊産婦等生活援助事業の実施事業所数		未実施				
【再掲】助産施設の設置数		9 か所				
【再掲】特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	回数	3 回				
	受講者数	7 2 名				

#### 4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

種別	年度	令和6年度(実績)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率	委託数	委託率
施設	3歳未満	24	-	18	-	18	-	17	-	14	-	11	-
	学齢前	32	-	27	-	23	-	19	-	15	-	11	-
	学齢期	270	-	241	-	231	-	206	-	177	-	154	-
合計		326	-	286	-	272	-	242	-	206	-	176	-
里親・FH	3歳未満	4	14.30%	9	34.50%	15	44.60%	20	54.70%	26	64.80%	32	75.00%
	学齢前	12	27.30%	22	44.00%	24	51.70%	29	59.40%	31	67.10%	32	75.00%
	学齢期	54	16.70%	88	26.80%	111	32.60%	129	38.40%	141	44.20%	155	50.00%
合計		70	17.70%	119	29.40%	150	35.50%	178	42.40%	198	49.00%	219	55.40%
代替養育	3歳未満	28	-	27	-	33	-	37	-	40	-	43	-
	学齢前	44	-	49	-	47	-	48	-	46	-	43	-
	学齢期	324	-	329	-	342	-	335	-	318	-	309	-
合計		396	-	405	-	422	-	420	-	404	-	395	-

里親養育児童数と里親等委託率（目標値）



#### ＜各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込みの算出方法＞

代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するにあたっては、年齢区分ごとの子どもの将来人口（コーホート変化率法で算出）に代替養育を必要とする子どもの割合（3歳未満（0～2歳）、学齢前（3～5歳）、学齢期（6～17歳）の3階層で算出）を乗じて算出する。

ただし、3歳未満の代替養育が必要となる割合が、他の2区分と比較して著しく低いことから、令和11年度に向けて他の区分と同様の割合まで増加すると想定し、17歳（高3）→18歳（進学後1年目）については、令和5年度実績に基づき算出する。

5 一時保護改革に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 一時保護所の環境改善のための取組の推進
- 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
意見箱に投函された手紙へのきめ細やかな対応、一時保護所の新施設への移転に伴う男女居室の個室化 (令和6年1月～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利擁護の観点から、一時保護所内での学習支援の充実に取り組んでいる。また、私物の持込制限についても、見直しを図っている。</li> <li>・一時保護所の定員超過傾向を解消するため、一時委託保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成、一時保護専用施設の確保に引き続き取り組む。</li> <li>・今後、通学支援についても、検討を行っていく。</li> </ul>
一時保護所内での学習時間に、将来の職業を考える時間を導入（令和5年度～）	
市内の様々な施設等に対し委託一時保護できるよう理解の醸成や連携体制の構築を実施	
一時保護時の私物の持ち込み制限について、子どもの権利擁護の観点から一部の見直しを実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 一時保護施設の定員数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
32名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の一時保護所では、令和6年1月の現施設への移転を契機に、個室化の実施やハード面の整備を行った。</li> <li>・一方、児童虐待認定件数の増加等も相まって、定員を超える受入が常態化している。</li> </ul>	－（整備済み）

5 一時保護改革に向けた取組

- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
一時保護専用施設の必要数については、「一時保護が必要な児童の将来推計値」－「一時保護施設の定員数」で推計。	里親をはじめ、委託一時保護が可能な施設（ファミリーホーム及び市内等に16か所ある児童養護施設等）において、委託一時保護を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護専用施設における必要枠（令和11年度：13人分）の確保に努める。</li> <li>・ 児童養護施設等のほか、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。</li> </ul>

- ・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
一時保護施設の指導教育担当及び職員向け研修の受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所職員（係長級以上）について、2年に1回以上の研修受講を実施している。 令和6年度：1名 （一時保護所運営担当課長） 令和7年度：2名 （一時保護所保護係長、担当係長）</li> <li>・ 一時保護職員向け研修として、一時保護児童をケアするうえで必要となる知識・技術の習得を目的に、児童精神科医等の協力も得ながら、一時保護所業務、性的虐待、救命救急対応及び「トラウマインフォームドケア」等を学ぶ研修や職員間の意見交換会等を実施。 令和5年度：17回 令和6年度：8回 令和7年度：9回</li> </ul>	これまでの研修を継続するとともに、一時保護所職員として必要な研修を実施する。

5 一時保護改革に向けた取組

・ 第三者評価を実施している一時保護施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
3年に1回の第三者評価を実施	令和6年度に実施	運用継続

ii 資源の整備・取組方針等

- 一時保護期間が長期化する傾向があることや一時保護所の状況も踏まえ、民間施設児童養護施設等と連携し、施設内に一時保護専用施設（ユニット）の設置を積極的に検討する。
- 一時保護中の児童への適切な支援を実施するため、一時保護所職員向けの研修（法定又は独自研修）を通じて、職員の専門性の向上を図る。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ 本市における一時保護児童の受入体制の充実及び個々の児童の状況に応じた適切な一時保護の実施を図るため、児童養護施設等において、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施するユニットとして一時保護専用棟を設置する場合に、一時保護専用棟のみで円滑な運用を行える体制を確保することを目的として、令和8年度予算において、国基準に加えて常勤職員（児童指導員）2名分の人件費相当の補助を創設し、一時保護専用棟の設置の推進を図る。
- ・ 令和6年度に一時保護施設に対する第三者評価を受審し、評価結果に基づいて、対応方針を検討。一時保護所職員向けの研修は継続的に実施している。

5 一時保護改革に向けた取組

iii 定量的な整備目標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
一時保護施設の定員数		32名	32名	32名	32名	32名
(実績)		32名				
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数 ※乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児関係施設、その他の施設を含む		・一時保護専用施設：4名 ・委託一時保護：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設：6名 ・委託一時保護：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設：8名 ・委託一時保護：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設：11名 ・委託一時保護：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託	・一時保護専用施設：13名 ・委託一時保護：児童福祉施設及び事業所等及び里親登録世帯のうち、一時保護受入可能な里親への委託
(実績)	一保専用施設	0名				
	里親 (令和7年3月末時点)	135世帯				
	ファミリーホーム	5事業所				
	乳児院	2施設				
	児童養護施設	7施設				
	児童心理治療施設	1施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	障害児関係	2施設				
その他	0施設					
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数		36回 (30名)	36回 (30名) (変更後) 12回 (120名)	36回 (30名) (変更後) 12回 (120名)	36回 (30名) (変更後) 12回 (120名)	36回 (30名) (変更後) 12回 (120名)
(実績)	実施回数	9回				
	受講者数	102名				
第三者評価を実施している一時保護施設数		1か所	1か所	1か所 (実施年度)	1か所	1か所
(実績)		1か所				

5 一時保護改革に向けた取組

(参考) 評価のための指標

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
【再掲】 一時保護施設の定員数	3 2 名				
【再掲】 一時保護専用施設 や委託一時保護 が可能な里親・ ファミリーホーム、 児童福祉施設の 確保数	一保専用施設	0 か所			
	里親 (令和7年3月末時点)	1 3 5 世帯			
	ファミリーホーム	5 事業所			
	乳児院	2 施設			
	児童養護施設	7 施設			
	児童心理治療施設	1 施設			
	児童自立支援施設	所管施設なし			
	障害児関係	2 施設			
その他	0 施設				
【再掲】 一時保護施設職員に 対する研修の 実施回数、受講者数	実施回数	9 回			
	受講者数	1 0 2 名			
一時保護施設の 平均入所日数	平均入所日数	※			
一時保護施設の 平均入所率	平均入所率	※			

※ 令和7年度実績について、年度末で確定予定

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- 保護者支援、家族再統合の取組の充実

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童相談所に社会的養育推進担当課長を配置するとともに、里親養育支援係を設置し、係長を含む児童福祉司3名を配置（令和2年4月～）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親登録数の増加、登録された里親に対する的確なマッチング及び不調時の丁寧な対応等を行うための体制を引き続き確保する。</li> <li>・プログラム参加を希望する虐待親への利用勧奨の更なる推進 （令和5年度利用実績：カウンセリング51回、保護者支援事業参加者5人）</li> </ul>
虐待の加害親等向けのカウンセリング事業及び家族再統合に向けた保護者支援事業の実施（カウンセリング2か所、保護者支援事業1法人に委託）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組を検討する上で、登録里親の増加、登録された里親の情報を熟知した上での的確なマッチングが実施できる体制が必要	社会的養育推進担当課長、里親養育支援係長（1名）及び係員（2名）の体制で実施 （令和7年度（4月18日時点）） 係員1名増	里親宅訪問等のケースワーク業務、日常の事務作業及び緊急時の対応等を十分に行える体制が必要

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ii 資源の整備・取組方針等

- パーマネンシー保障に必要な個別事情を踏まえたケースマネジメントの取組を着実に実施できるよう体制を整備していく。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・里親養育支援担当の業務整理も含め、京都市全体で、パーマネンシー保障を推進する体制構築を検討していく。

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	里親	※				
	ファミリーホーム	※				
	乳児院	※				
	児童養護施設	※				
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）	専門チームや担当係の配置	未整備				
	その他取組の有無	なし				

※ 令和7年度実績について、年度末で確定予定

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
必要に応じたカウンセリング等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保護者カウンセリング事業」を委託にて実施 令和5年度：8件、51回 令和6年度：11件、82回 令和7年度（9月末時点）：6件15回</li> <li>「MY TREEペアレンツ・プログラム」を委託にて実施 令和5年度：5名 令和6年度：5名 令和7年度：4名</li> </ul>	必要に応じたカウンセリング等の実施

・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
心理支援係及び施設担当の設置	<p>(令和6年度) 心理支援係の児童心理司を37人に増員（国の配置基準どおり）するとともに、施設担当の児童福祉司を12人に増員（国の配置基準を上回る配置の一部）した。</p> <p>(令和7年度) 心理支援係の児童心理司を40人に増員（国の配置基準どおり）するとともに、施設担当の児童福祉司を13人に増員（国の配置基準を上回る配置の一部）した。</p>	国の配置基準を踏まえ設置

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
職員の経験年数に応じた計画的な研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員を対象に研修を実施 (令和6年度)</li> <li>MY TREEペアレンツプログラム説明会 : 1回</li> <li>サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修 : 2回</li> <li>愛着(アタッチメント)研修 : 2回</li> <li>(令和7年度)</li> <li>MY TREEペアレンツプログラム説明会 : 1回</li> <li>サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修 : 2回</li> <li>愛着(アタッチメント)研修 : 2回</li> <li>「よくわかる保護者への理解と対応」研修 : 1回</li> </ul>	職員の経験年数に応じた計画的な研修の実施

- 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止プログラムの研修実施</li> <li>・新たな支援プログラムが開発された場合のライセンスの取得</li> </ul>	<p>本市児童相談所独自の「虐待防止プログラム※」を作成中 (※)作成後、児童心理司及び児童福祉司向けに研修を実施予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止プログラム研修の確実な実施</li> <li>・新たに開発された支援プログラムが有効と認められた場合のライセンスの取得</li> </ul>

- 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
継続的な実施	保護者カウンセリング事業及びMY TREEペアレンツ・プログラムを民間団体に委託して実施	需要に応じた事業の実施

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ii 資源の整備・取組方針等

- 複雑な課題を抱えた児童及び保護者に対し専門的な支援を提供するため、児童福祉司及び児童心理司をはじめとする職員の体制強化を図るとともに、民間の専門機関による保護者カウンセリングや保護者支援プログラムの実施に引き続き取り組む。
- 児童相談所職員向けに保護者支援のスキルアップ研修等の実施を通じ職員の専門性の強化を図る。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・上記方針に沿って、職員のさらなる知識や技能習得につながるよう、より体系的な研修を企画し、実施する。

iii 定量的な整備目標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数		・保護者カウンセリング 10件 ・保護者支援プログラム10件 を毎年度実施				
(実績)	カウンセリング事業	6件15回 (9月末時点)				
	家族療法・保護者支援プログラム事業	保護者支援の一環として実施				
	ファミリーグループカンファレンス事業	未実施				
	宿泊型支援事業	未実施				
	スーパーバイズ事業	12回				
	その他自治体独自の事業	非行ケースへのスーパーバイズ  20回				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数		MY TREEペアレンツプログラム説明会他 3回、100人				
(実績)	実施回数	6回				
	受講者数	232名				

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】 親子再統合支援 事業による各種 支援の実施件数	カウンセリング事業	6件15回 (9月末時点)				
	家族療法・保 護者支援プロ グラム事業	保護者支援の 一環として 実施				
	ファミリーグループ カンファレンス事業	未実施				
	宿泊型支援事	未実施				
	スーパーバイズ事業	12回				
	その他自治体 独自の事業	20回				
親子関係再構築支援の専任職員 の配置や専門チームの 設置等の支援体制の整備状況		整備済				
【再掲】 親への相談支援 等に関する児童 相談所職員に対 する研修の実施 回数、受講者数	実施回数	6回				
	受講者数	232名				
児童心理司を中 心とした保護者 支援プログラム 等に関する研修 の実施回数やラ イセンス取得数	研修の実施回数	0回				
	ライセンス取得数	0				
民間団体等への委託による 保護者支援プログラム等の実施件数		4件				

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	(令和4年度) 2件 (令和5年度) 0件 (令和6年度) 0件 <u>(令和7年2月末時点) 4件</u>	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるため、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	(令和4年度) 0件 (令和5年度) 1件 (令和6年度) 0件 <u>(令和7年度) 0件</u>	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるため、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	支援全体の業務の中で実施	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるため、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	支援全体の業務の中で実施	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるため、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
特別養子縁組成立のための必要な手続等の知識を熟知した職員が希望者の相談に丁寧に応じ、縁組成立の支援を行う。	異動してきた全職員を対象に実施	特別養子縁組については、生みの親及び縁組後の親の双方の希望があって成り立つものであるため、関係機関としてできることは、成立に向けたサポートに限られる。

ii 資源の整備・取組方針等

- 引き続き制度説明会等で特別養子縁組制度の説明を行う。特別養子縁組を希望する実親に対しては、手続や同意確認等について分かりやすく説明するとともに、里親への委託打診や里子とのマッチングを丁寧に行うことで、円滑な里親委託・特別養子縁組成立につなげる。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ 上記取組の継続実施。

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	<u>特定の目標値を定めない</u>				
(実績)	4 件 (令和8年2月末時点)				
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	<u>特定の目標値を定めない</u>				
(実績)	0 件				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	1 2 2 人	1 2 2 人	1 2 2 人	1 2 2 人	1 2 2 人
(実績)	4 8 人				

(参考) 評価のための指標

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
【再掲】 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	4 件 (令和8年2月末時点)				
【再掲】 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0 件				
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2 件 (令和8年2月末時点)				
里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	相談があれば支援				

6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
【再掲】 特別養子縁組等に関する研修を受講した 児童相談所職員数	4 8 人				
民間あっせん機関 に対する支援、 連携の有無	支援 なし				
	連携 なし				

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築
- すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童相談所をフォスタリング機関に位置付けて専任職員を配置（令和2年4月～）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親登録数の増加を目的とした各種取組により、里親登録数は増加。 154世帯（令和2年度） 180世帯（令和5・6年度）</li> <li>・市内の社会福祉法人に「里親研修・トレーニング事業」を委託</li> <li>・市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された「里親支援専門相談員」による施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実を各ブロック単位で実施、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点を開設</li> </ul>
市内の全乳児院及び児童養護施設に配置された里親支援専門相談員と連携した普及啓発活動、里親への訪問支援、里親の相互交流サロンの実施及び「基礎研修」を兼ねた各行政区での里親制度説明会等を開催し、里親確保・支援に取り組んでいる。	
令和2年度からすべての児童養護施設と乳児院に里親支援専門相談員を配置	
ファミリーホーム：令和2年度 2か所（定員11名）⇒令和5年度 4か所（定員22名）	
未委託里親を含む里親への研修の充実	
施設入所児の里親委託の推進及び地域の里親支援の充実	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等	
里親制度の周知による里親登録数の増加、一時保護児童及び施設入所児童に係る里親委託の推進	(令和5年度)	里親登録数の増加、里親委託の推進（3歳未満児及び就学前児童の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%）	
	・里親等委託率		17.1%
	3歳未満		14.3%
	3歳以上の就学前		28.6%
	学童期以降		15.2%
	・登録率（※1）		55.9%
	・稼働率（※2）		30.8%
	(令和6年度)		
	・里親等委託率		17.7%
	3歳未満		14.3%
3歳以上の就学前	27.3%		
学童期以降	16.7%		
・登録率（※1）	55.5%		
・稼働率（※2）	31.8%		

※1 登録率

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所こども数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}$$

※2 稼働率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
里親制度の周知による里親登録数の増加、一時保護児童及び施設入所児童に係る里親委託の推進	(令和5年度) ・養育里親 136 (うち専門里親8) ・養子縁組里親 90 ※ 養育里親と養子縁組里親の重複登録 62  (令和6年度) ・養育里親 135 (うち専門里親8) ・養子縁組里親 89 ※ 養育里親と養子縁組里親の重複登録 61	里親登録数の増加、里親委託の推進（3歳未満児及び就学前児童の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%）

・ ファミリーホーム数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
5か所	(令和6年度) 4か所 (令和7年度) 5か所	1か所

・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
年間12回	年間12回	— (整備済み)

ii 資源の整備・取組方針等

- フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）として体制を整備し、里親登録数の増加及び受託可能な未委託里親の掘り起こし等により稼働率の上昇を図るなど、里親委託を積極的に推進するための取組を着実に実施していく。  
 また、里親支援センター設置により、里親とのマッチング業務を更に充実させていく。

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ファミリーホーム1か所が新規開設され、新たな措置児童も委託したことで、里親等委託数の増加につながった。
- ・里親登録研修は四半期を1クールとして実施しており、審議会についても毎月開催を継続していることが恒常的な里親登録の増加につながっていると考えられるので、この体制を継続する。

iii 定量的な整備目標

		R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満、 3歳以上就学前、 学童期以降の 里親等委託率、 登録率、稼働率	3歳未満	34.5%	44.6%	54.7%	64.8%	75.0%
	(実績)	※				
	3歳以上就学前	44.0%	51.7%	59.4%	67.1%	75.0%
	(実績)	※				
	学童期以降	26.8%	32.6%	38.4%	44.2%	50.0%
	(実績)	※				
	登録率	64.4%	66.9%	72.6%	82.3%	89.9%
	(実績)	※				
	稼働率	45.6%	53.1%	58.4%	59.5%	61.6%
	(実績)	※				
養育里親、専門里親、養子縁組里親 それぞれの里親登録(認定)数		養育187 (専門8) 養子縁組 90	養育207 (専門8) 養子縁組 90	養育228 (専門8) 養子縁組 90	養育248 (専門8) 養子縁組 90	養育269 (専門8) 養子縁組 90
(実績)	養育	※				
	専門	※				
	養子縁組	※				
ファミリーホーム数		4か所	4か所	4か所	5か所	5か所
(実績)		5か所				
里親登録(認定)に係る 都道府県児童福祉審議会の開催件数		12件	12件	12件	12件	12件
(実績)		11件 登録対象者なし により1回流会				

※ 令和7年度実績について、年度末で確定予定

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】 3歳未満、 3歳以上の就学前、 学童期以降の 里親等委託率、 登録率、稼働率	里親等 委託率	3歳未満	※			
		3歳以上就学前	※			
		学童期以降	※			
	登録率	※				
稼働率	※					
養育里親、 専門里親、 養子縁組里親 それぞれの 里親登録(認定)数、 新規里親登録 (認定)数、 委託里親数、 委託こども数	【再掲】 里親登録(認定)数 (令和7年11月末時点)	養育	※			
		専門	※			
		養子縁組	※			
	新規 里親登録(認定)数	養育	※			
		専門	※			
		養子縁組	※			
	委託里親数	養育	※			
		専門	※			
		養子縁組	※			
委託こども数	養育	※				
	専門	※				
	養子縁組	※				
ファミリーホーム数、 新規ホーム数、 委託こども数	【再掲】ファミリーホーム数	5か所				
	新規ホーム数	1か所				
	委託こども数	※				
【再掲】 里親登録(認定)に係る 都道府県児童福祉審議会の開催件数		11件 1回は 登録対象者なし により流会				
里親登録(認定) に対する委託 里親の割合 (年間に1回でも 委託のあった 里親数)	割合	※				
	年間に1回でも委託の あった里親数	※				

※ 令和7年度実績について、年度末で確定予定

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

・ 里親支援センターの設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援センターの設置を検討	未設置 (令和8年度の設置に向けて検討)	里親支援センターの設置及び運営

・ 民間フォスターリング機関の設置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
里親支援センターの設置と併せて検討	児童相談所をフォスターリング機関に位置づけ、研修事業・訪問支援事業、里親等委託児童自立支援事業を民間委託	里親支援センターの設置と併せて検討

・ 児童相談所における里親等支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
不調を起こさないため、継続的かつ丁寧な里親支援及び定期的な研修受講の機会の提供が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所に里親支援を専門に行う里親養育支援係を設置（令和2年度）</li> <li>里親会事務局を運営及び里親支援連絡会を開催</li> </ul>	里親養育支援係の体制強化

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
<p>不調を起こさないため、継続的かつ丁寧な里親支援及び定期的な研修受講の機会の提供が必要</p>	<p>・「里親研修・トレーニング事業」を民間団体に委託 (令和5年度) ・テーマ別研修 5回(46人) ・安心感の輪子育てプログラム 1回(2人) ・フォスタリングチェンジプログラム 2回(7人) ・ステップアップ研修 1回(22人)</p> <p>(令和6年度) ・テーマ別研修 5回(21人) ・安心感の輪子育てプログラム 0回(0人) ・フォスタリングチェンジプログラム 1回(3人) ・ステップアップ研修 1回(17人)</p> <p>(令和7年度) ・テーマ別研修 4回(21人) ・安心感の輪子育てプログラム 0回(0人) ・フォスタリングチェンジプログラム 0回(0人) ・ステップアップ研修 2回(36人)</p>	<p>研修の充実</p>

**ii 資源の整備・取組方針等**

- 児童相談所と里親支援専門相談員等の関係機関との連携を密にし、未委託里親へのフォロー及び委託里親への支援を切れ目なく行うとともに、研修の内容を充実させ、里親のスキルアップにつなげる
- 里親支援センターの設置を含めた包括的な支援体制の検討を行う。

**【令和7年度の課題と今後の展望】**

- ・未委託里親の状況把握を重点的に実施することとし、里親支援専門相談員や民間フォスタリング事業を委託している事業所と連携して未委託里親への積極的な委託打診を行い、新たな委託につながった。

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・令和8年度中の里親支援センターの開設に向けた検討を開始。
- ・里親養育支援係への里親ショートステイ支援等の職員配置を充実し、里親支援のための体制強化を実施。

iii 定量的な整備目標

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親支援センターの設置数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(実績)	0 か所				
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	テーマ別研修 5回 安心感の輪子育てプログラム 1回 フォスタリングチェンジプログラム 2回 ステップアップ研修 1回 を毎年度実施 ※受講希望者全てが受講できること				
(実績)	実施回数	テーマ別研修 : 4回 安心感の輪子育てプログラム : 0回 ・フォスタリングチェンジプログラム : 0回 ・ステップアップ研修 : 2回			
	受講者数	テーマ別研修 : 7人 安心感の輪子育てプログラム : 0人 フォスタリングチェンジプログラム : 0人 ステップアップ研修 : 36人			

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親支援センター の設置数、 民間への委託数	【再掲】 設置数	0 か所				
	民間への 委託数	0 か所				

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
民間フォスタリング機関 の設置数		0 か所 ※児童相談所を フォスタリング機関に 位置づけ、 研修事業、 訪問支援事業、 里親等委託児童自立支援事業を 民間委託				
【再掲】 基礎研修、 登録前研修、 更新研修などの 必修研修以外の 研修の 実施回数、受講者数	実施回数	テーマ別研修 : 4回 安心感の輪子育てプログラム : 0回 ・フォスタリングチェンジプログラム : 0回 ・ステップアップ研修 : 2回				
	受講者数	テーマ別研修 : 7人 安心感の輪子育てプログラム : 0人 フォスタリングチェンジプログラム : 0人 ステップアップ研修 : 36人				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
- 研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の処遇改善
- 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
施設機能強化補助金事業を実施し、小規模化を推進 （地域小規模児童養護施設15か所、分園型小規模グループケア3か所）	計画規定内容に係る取組を継続的に推進
令和3年度に基幹的職員研修を実施	
処遇改善にかかる加算（社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算等）の実施	
家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配	
児童養護施設における看護師加算の実施	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 施設で養育が必要なこどもの見込み

	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	24人	18人	18人	17人	14人	11人
就学前	32人	27人	23人	19人	15人	11人
学齢期	270人	241人	231人	206人	177人	154人
合計	326人	286人	272人	242人	206人	176人

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア 24施設（137人）	(令和6年度(4月1日時点)) 地域小規模児童養護施設 15施設(82人) 分園型小規模グループケア 3か所(19人) (令和7年度(4月1日時点)) 地域小規模児童養護施設 16施設(81人) 分園型小規模グループケア 4か所(20人)	6施設(36人)

・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
全施設に 家庭支援専門相談員、 心理療法担当職員、 自立支援担当職員を加配 (加配数それぞれ1人)	(令和6年度(4月1日時点)) 家庭支援専門相談員 (5か所5人) 心理療法担当職員 (7か所7人) 自立支援担当職員 (6か所6人) (令和7年度(4月1日時点)) 家庭支援専門相談員 (5か所5人) 心理療法担当職員 (6か所6人) 自立支援担当職員 (6か所6人)	未配置施設への配置を推進

・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
全施設での家族療法事業の実施 ニーズに応じた親子支援事業の実施	(令和6年度(4月1日時点)) 家族療法事業 8施設 親子支援事業 2施設 (令和7年度(4月1日時点)) 家族療法事業 8施設 親子支援事業 2施設	家族療法事業の未実施施設での実施を推進 ニーズに応じた親子支援事業の実施

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・ 一時保護専用施設の整備施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
3施設	未整備	3施設

・ 児童家庭支援センターの設置施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
本市における必要性も含め児童家庭支援センターの設置に関しては検討が必要  (子どもはぐくみ室を中心に地域の子育て支援や児童虐待の未然防止等の対応を行っており、児童家庭支援センターは未設置のため)	(設置なし)	本市における必要性も含め検討

・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援センターの設置を検討。 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施については、里親支援センターの設置と併せて検討	里親支援センターは未整備。 フォスタリング事業として、研修事業・訪問支援事業・里親等委託児童自立支援事業・広報を民間委託（3か所）	本市の里親支援体制を踏まえ、里親支援センターの設置を検討、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施については、里親支援センターの設置と併せて検討

・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
事業の必要性の検討	(実施なし)	事業の必要性の検討

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・ 市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て短期支援事業（16か所）</li> <li>・ 養育支援訪問事業（14か所）</li> <li>・ 一時預かり事業（63か所）</li> <li>・ 子育て世帯訪問支援事業（13か所）</li> <li>・ 児童育成支援拠点事業（検討）</li> <li>・ 親子関係形成支援事業（検討）</li> </ul>	<p>(令和6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て短期支援事業（16か所）</li> <li>・ 養育支援訪問事業（一）</li> <li>・ 一時預かり事業（63か所）</li> <li>・ 子育て世帯訪問支援事業（13か所）</li> <li>・ 児童育成支援拠点事業（未実施）</li> <li>・ 親子関係形成支援事業（未実施）</li> </ul>	<p>現状維持</p>
	<p>(令和7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て短期支援事業（14か所）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育支援訪問事業（14か所）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時預かり事業（64か所）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯訪問支援事業（17か所）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童育成支援拠点事業（未実施）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子関係形成支援事業（未実施）</li> </ul>	

ii 資源の整備・取組方針等

- 児童養護施設の本体施設の地域分散化及び児童養護施設の専門性を活かした多機能化の一環として、一時保護専用施設の整備を推進する。
- 養育機能強化のための専門職の加配について、未配置施設について配置を推進する。
- 里親支援センターの設置及び里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施を含めた包括的な支援体制の検討を行う。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・（再掲）本市における一時保護児童の受入体制の充実及び個々の児童の状況に応じた適切な一時保護の実施を図るため、児童養護施設等において、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施するユニットとして一時保護専用棟を設置する場合に、一時保護専用棟のみで円滑な運用を行える体制を確保することを目的として、令和8年度予算において、国基準に加えて常勤職員（児童指導員）2名分の人件費相当の補助を創設し、一時保護専用棟の設置の推進を図る。
- ・（再掲）令和8年度中の里親支援センター設置に向け、里親養育包括支援（フォスタリング）事業及び専門職の加配についても現行の体制の見直しを行い、多機能化、高機能化を推進する。

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

iii 定量的な整備目標

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 ※乳児院、児童養護施設の総計			令和11年度までに追加6施設（36人）の確保に向けて設置を推進				追加6施設（36人）
（実績）	乳児院	施設数	1施設				
		地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア	2か所				
		入所児童数	8名				
	児童養護施設	施設数	7施設				
		地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア	18か所				
		入所児童数	93人				
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数			令和11年度までに全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配（加配数1人）に向けて配置を推進				全施設に家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を加配
（実績）	乳児院	施設数	0施設				
		職員数	0名				
	児童養護施設	施設数	5施設				
		職員数	5名				
	児童心理治療施設	施設数	1施設				
		職員数	1名				
	児童自立支援施設	施設数	所管施設なし				
		職員数	所管施設なし				
	母子生活支援施設	施設数	0施設				
		職員数	0名				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
(実績) 養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数	心理療法担当職員	乳児院	施設数	2 施設				
			職員数	2 名				
		児童養護施設	施設数	6 施設				
			職員数	6 名				
		児童心理治療施設	施設数	1 施設				
			職員数	1 名				
	児童自立支援施設	施設数	所管施設なし					
		職員数	所管施設なし					
	母子生活支援施設	施設数	3 施設					
		職員数	6 名					
	自立支援担当職員	乳児院	施設数	0 施設				
			職員数	0 名				
		児童養護施設	施設数	6 施設				
			職員数	6 名				
児童心理治療施設		施設数	1 施設					
		職員数	1 名					
児童自立支援施設	施設数	所管施設なし						
	職員数	所管施設なし						
母子生活支援施設	施設数	2 施設						
	職員数	2 名						

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

				R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
(実績) 養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	看護師	児童養護施設	施設数	1 施設				
			職員数	1 名				
	職業指導員	児童養護施設	施設数	0 施設				
			職員数	0 名				
		児童自立支援施設	施設数	所管施設なし				
			職員数	所管施設なし				
	個別対応職員	母子生活支援施設	施設数	3 施設				
			職員数	3 名				
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業等) の実施施設数				親子支援事業： 4 か所 家族療法事業： 8 か所	親子支援事業： 4 か所 家族療法事業： 8 か所	親子支援事業： 4 か所 家族療法事業： 8 か所	親子支援事業： 4 か所 家族療法事業： 8 か所	親子支援事業： 4 か所 家族療法事業： 8 か所
(実績)	親子支援事業	乳児院	0 施設					
		児童養護施設	0 施設					
		児童心理治療施設	0 施設					
		児童自立支援施設	所管施設なし					
		母子生活支援施設	2 施設					
	家族療法事業	乳児院	2 施設					
		児童養護施設	6 施設					
		児童心理治療施設	1 施設					
		児童自立支援施設	所管施設なし					
		母子生活支援施設	0 施設					
	育児指導機能強化事業	乳児院	0 施設					
		児童養護施設	0 施設					
		児童心理治療施設	0 施設					
		児童自立支援施設	所管施設なし					
		母子生活支援施設	0 施設					

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
(親子支援事業、家族療法事業等)の (実績) 養育機能強化のための事業 の実施施設数	医療機関等連携強化事業支援事業	乳児院	0 施設			
		児童養護施設	0 施設			
		児童心理治療施設	0 施設			
		児童自立支援施設	所管施設なし			
		母子生活支援施設	0 施設			
	障害児等受入体制等強化事業	乳児院	0 施設			
		児童養護施設	3 施設			
		児童心理治療施設	0 施設			
		児童自立支援施設	所管施設なし			
		母子生活支援施設	2 施設			
一時保護専用施設の整備施設数		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所
(実績)	乳児院	0 施設				
	児童養護施設	0 施設				
	児童心理治療施設	0 施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0 施設				
児童家庭支援センター の設置施設数		設置の必要性について検討				
(実績)	乳児院	児童家庭支援 センター の設置なし				
	児童養護施設					
	児童心理治療施設					
	児童自立支援施設					
	母子生活支援施設					

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数		訪問支援事業・里親等委託児童自立支援事業・広報を民間委託		里親支援センター 1か所		
(実績)	里親支援センター	乳児院	里親支援センターの設置なし			
		児童養護施設				
		児童心理治療施設				
		児童自立支援施設	所管施設なし			
		母子生活支援施設	設置なし			
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業	乳児院	1施設			
		児童養護施設	0施設			
		児童心理治療施設	0施設			
		児童自立支援施設	所管施設なし			
		母子生活支援施設	0施設			
妊産婦等生活援助事業の実施施設数		事業実施の必要性を検討				
(実績)	乳児院	未実施				
	児童養護施設	未実施				
	児童心理治療施設	未実施				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	未実施				
子育て短期支援事業		14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
(実績)	乳児院	2か所				
	児童養護施設	8か所				
	児童心理治療施設	0か所				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	2か所				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
養育支援訪問事業 ※各区役所・支所の 子どもはぐくみ室で実施		14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
(実績)	乳児院	0施設				
	児童養護施設	0施設				
	児童心理治療施設	0施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0施設				
一時預かり事業 ※その他施設にて実施		63か所	63か所 (変更後) 64か所	63か所 (変更後) 64か所	63か所 (変更後) 64か所	63か所 (変更後) 64か所
(実績)	乳児院	0施設				
	児童養護施設	0施設				
	児童心理治療施設	0施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0施設				
子育て世帯訪問支援事業 ※その他施設にて実施		13か所	13か所 (変更後) 17か所	13か所 (変更後) 17か所	13か所 (変更後) 17か所	13か所 (変更後) 17か所
(実績)	乳児院	0施設				
	児童養護施設	0施設				
	児童心理治療施設	0施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0施設				
児童育成支援拠点事業		—	—	—	—	—
(実績)	乳児院	未実施				
	児童養護施設	未実施				
	児童心理治療施設	未実施				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	未実施				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
親子関係形成支援事業		—	—	—	—	—
(実績)	乳児院	未実施				
	児童養護施設	未実施				
	児童心理治療施設	未実施				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	未実施				

(参考) 評価のための指標

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
た 【再掲】 施設数、入所児童数 小規模かつ地域分散化し	乳児院	施設数	1 施設			
		地域小規模児童養護施設 及び分園型 小規模グループケア数	2 か所			
		入所児童数	8 名			
	児童養護施設	施設数	7 施設			
		地域小規模児童養護施設 及び分園型 小規模グループケア数	1 8 か所			
		入所児童数	9 3 人			

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
数、加配職員数 【再掲】養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員の加配施設	家庭支援専門相談員	乳児院	施設数	0 施設				
			職員数	0 名				
		児童養護施設	施設数	5 施設				
			職員数	5 名				
		児童心理治療施設	施設数	1 施設				
			職員数	1 名				
	児童自立支援施設	施設数	所管施設なし					
		職員数	所管施設なし					
	母子生活支援施設	施設数	加算対象外					
		職員数	加算対象外					
	心理療法担当職員	乳児院	施設数	2 施設				
			職員数	2 名				
		児童養護施設	施設数	6 施設				
			職員数	6 名				
児童心理治療施設		施設数	1 施設					
		職員数	1 名					
児童自立支援施設		施設数	所管施設なし					
		職員数	所管施設なし					
母子生活支援施設	施設数	3 か所						
	職員数	6 名						

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
【再掲】加配施設数、加配職員数 【再掲】養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員）	自立支援担当職員	乳児院	施設数	加算対象外				
			職員数	加算対象外				
		児童養護施設	施設数	6 施設				
			職員数	6 名				
		児童心理治療施設	施設数	1 施設				
			職員数	1 名				
	児童自立支援施設	施設数	所管施設なし					
		職員数	所管施設なし					
	母子生活支援施設	施設数	2 施設					
		職員数	2 名					
	看護師	児童養護施設	施設数	1 施設				
			職員数	1 名				
	職業指導員	児童養護施設	施設数	0 施設				
			職員数	0 名				
		児童自立支援施設	施設数	所管施設なし				
			職員数	所管施設なし				
	個別対応職員	母子生活支援施設	施設数	3 施設				
			職員数	3 名				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施設数	親子支援事業	乳児院	0 施設				
		児童養護施設	0 施設				
		児童心理治療施設	0 施設				
		児童自立支援施設	所管施設なし				
		母子生活支援施設	2 施設				
	家族療法事業	乳児院	2 施設				
		児童養護施設	6 施設				
		児童心理治療施設	1 施設				
		児童自立支援施設	所管施設なし				
		母子生活支援施設	0 施設				
	育児指導機能強化事業	乳児院	0 施設				
		児童養護施設	0 施設				
		児童心理治療施設	0 施設				
		児童自立支援施設	所管施設なし				
		母子生活支援施設	0 施設				
	医療機関等連携強化事業	乳児院	0 施設				
		児童養護施設	0 施設				
		児童心理治療施設	0 施設				
		児童自立支援施設	所管施設なし				
		母子生活支援施設	0 施設				
障害児等受入体制等強化事業	乳児院	0 施設					
	児童養護施設	3 施設					
	児童心理治療施設	0 施設					
	児童自立支援施設	所管施設なし					
	母子生活支援施設	2 施設					

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
【再掲】 一時保護専用施設の 整備施設数	乳児院	0 施設					
	児童養護施設	0 施設					
	児童心理治療施設	0 施設					
	児童自立支援施設	所管施設なし					
	母子生活支援施設	0 施設					
【再掲】 児童家庭支援センタ ー設置施設数	乳児院	児童家庭 支援センター の設置なし					
	児童養護施設						
	児童心理治療施設						
	児童自立支援施設						
	母子生活支援施設						
【再掲】里親支援センター、 （フオスタリング）事業の 実施施設数	里親支援センター	乳児院	里親支援 センター の設置なし				
		児童養護施設					
		児童心理治療施設					
		児童自立支援施設	所管施設なし				
		母子生活支援施設	設置なし				
	里親養育包括支援 （フオスタリング）事業	乳児院	1 施設				
		児童養護施設	0 施設				
		児童心理治療施設	0 施設				
		児童自立支援施設	所管施設なし				
		母子生活支援施設	0 施設				
【再掲】 妊産婦等生活援助事業の 実施施設数	乳児院	未実施					
	児童養護施設	未実施					
	児童心理治療施設	未実施					
	児童自立支援施設	所管施設なし					
	母子生活支援施設	未実施					

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】子育て短期支援事業 ※その他施設での実施含む		14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所
子育て短期支援事業 【再掲】	乳児院	2 施設				
	児童養護施設	8 施設				
	児童心理治療施設	0 施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	2 施設				
【再掲】養育支援訪問事業 ※各区役所・支所の子どもはぐくみ室で実施		14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所
養育支援訪問事業 【再掲】	乳児院	0 施設				
	児童養護施設	0 施設				
	児童心理治療施設	0 施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0 施設				
【再掲】一時預かり事業 ※その他施設にて実施		63 箇所	63 箇所 (変更後) 64 箇所	63 箇所 (変更後) 64 箇所	63 箇所 (変更後) 64 箇所	63 箇所 (変更後) 64 箇所
一時預かり事業 【再掲】	乳児院	0 施設				
	児童養護施設	0 施設				
	児童心理治療施設	0 施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0 施設				
【再掲】子育て世帯訪問支援事業 ※その他施設で実施		13 箇所	13 箇所 (変更後) 17 箇所	13 箇所 (変更後) 17 箇所	13 箇所 (変更後) 17 箇所	13 箇所 (変更後) 17 箇所
子育て世帯訪問支援事業 【再掲】	乳児院	0 施設				
	児童養護施設	0 施設				
	児童心理治療施設	0 施設				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	0 施設				

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】児童育成支援拠点事業		—	—	—	—	—
児童育成支援拠点事業 【再掲】	乳児院	未実施				
	児童養護施設	未実施				
	児童心理治療施設	未実施				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	未実施				
親子関係形成支援事業		—	—	—	—	—
親子関係形成支援事業 【再掲】	乳児院	未実施				
	児童養護施設	未実施				
	児童心理治療施設	未実施				
	児童自立支援施設	所管施設なし				
	母子生活支援施設	未実施				

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等）

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
自立支援コーディネーターの配置（平成30年度～令和3年度） →令和4年度～自立支援担当職員の配置	本市においては、国における制度創設以前から退所者支援施策を行ってきた。さらに、国における制度以外にも独自事業を実施し、アフターケアの充実を図っている。
令和5年度～里親等委託児童自立支援事業を開始	
社会的養護自立支援事業の実施（施設等居住型支援、民間賃貸住宅等居住型支援、一時的経費支援事業、生活相談等支援事業（相談窓口の設置、各施設自立支援担当の研修、当事者の交流会の実施））	
身元保証人確保対策事業の実施	
本市独自に退所者の修学に対する支援を実施（退所者修学費支給事業・退所児童等進学支援事業）	
児童自立生活援助事業所Ⅰ型の新規開設（令和2年度当初から令和6年度当初時点で2か所増）	

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

R6（実績）	R7	R8	R9	R10	R11
161人	約200人	約230人	約260人	約300人	約330人

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

i 資源等に関する地域の現状

- ・ 児童自立生活援助事業の実施か所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
自立生活援助事業を必要とする対象者がもれなく入居できるよう事業所を整備	(令和6年4月1日時点) Ⅰ型（5か所、33人） Ⅱ型Ⅲ型実施箇所なし <u>(令和7年4月1日時点)</u> <u>Ⅰ型（6か所、24人）</u> <u>Ⅱ型（4か所、7人）</u> <u>Ⅲ型実施箇所なし</u>	自立生活援助事業を必要とする対象者がもれなく入居できるよう事業所を整備

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
1か所	未整備	1か所

- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
社会的養護自立支援協議会の設置を検討	<u>検討中</u>	退所者のニーズを把握し、社会的養護自立支援協議会の設置も含めた有効な支援体制の整備を行う。

ii 資源の整備・取組方針等

- ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施及び社会的養護自立支援拠点事業の設置に向けた検討を行う。
- 社会的養護経験者等の支援ニーズを把握するための実態調査の実施と支援体制を構築するための協議会の設置に向けて実情に応じた検討が必要。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型について、実施を希望する施設に対して開設を支援したことで、事業所数及び定員が大幅に増加した。今後も施設の状況に応じて積極的な開設を働きかける。
- ・ 社会的養護自立支援拠点について、類似事業の現状を考慮しつつ、開設に向けた検討を行う。

iii 定量的な整備目標

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童自立生活援助事業の実施箇所数 (Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)			Ⅰ型： 6か所(34人) Ⅱ型： 3か所(5人)  Ⅲ型： 入所児童等の必要に応じて実施	Ⅰ型： 7か所(41人) Ⅱ型： 3か所(5人) (変更後) Ⅱ型： 4か所(8人) Ⅲ型： 入所児童等の必要に応じて実施	Ⅰ型： 7か所(41人) Ⅱ型： 3か所(5人) (変更後) Ⅱ型： 5か所(8人) Ⅲ型： 入所児童等の必要に応じて実施	Ⅰ型： 7か所(41人) Ⅱ型： 3か所(5人) (変更後) Ⅱ型： 5か所(9人) Ⅲ型： 入所児童等の必要に応じて実施	Ⅰ型： 7か所(41人) Ⅱ型： 7か所(10人)  Ⅲ型： 入所児童等の必要に応じて実施
(実績) 令和7年4月1日時点	Ⅰ型	実施箇所数	6か所				
		入居人数	24人				
	Ⅱ型	実施箇所数	4か所				
		入居人数	7人				
	Ⅲ型	実施箇所数	0か所				
		入居人数	0人				
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数			0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
(実績)			0か所				

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(参考) 評価のための指標

			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
<b>【再掲】</b> 児童自立生活援助事業の 実施箇所数 (I型～III型それぞれの 入居人数) 令和7年4月1日時点	I 型	実施箇所数	6 か所				
		入居人数	24 人				
	II 型	実施箇所数	4 か所				
		入居人数	7 人				
	III 型	実施箇所数	0 か所				
		入居人数	0 人				
<b>【再掲】</b> 社会的養護自立支援拠点事業の 整備箇所数			0 か所				
社会的養護自立支援協議会の 設置も含めた 支援体制の整備状況	設置有無		なし				
	その他支援体制の 整備有無		なし				

10 児童相談所の強化等に向けた取組

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 旧計画の達成見込・要因分析等

【旧計画における内容】

- 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応

現状（取組結果）	達成見込み・要因分析
児童福祉司任用前・任用後研修、京都府との共同実施による性的虐待対応研修及び各種外部研修への参加	・児童相談所職員の専門性の維持・向上に向けた研修の更なる充実を図る必要がある。
児童福祉司及び児童心理司の増員、里親養育支援係の新設（令和2年度～）、警察からの書面通告や泣き声通告対応に対応するため会計年度任用職員の配置（令和2年度～）	・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童虐待に係る「相談・通告」件数の増加（536件増（令和2年度→令和5年度）及び会的養育の推進等に対応するため児童相談所の体制強化に取り組む必要がある。
介入と支援機能の分離による系統的な対応体制の確立	・子ども虐待防止アクティブチーム（虐待班）による迅速な初期対応、施設入所児への子ども虐待等ケアチームの支援及び在宅支援を継続する場合の地域班への引き継ぎを円滑に実施することで、組織的な対応を行っている。
虐待対応班の継続的な強化	・児童福祉司の増配置に伴う虐待班の体制強化（令和2年度：3→5班、令和5年度5→6班）

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等（定量的な整備目標）

② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

※ ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組は対象外

i 資源等に関する地域の現状

・ 児童相談所の管轄人口

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
—	(令和6年4月1日現在推計人口) ・ 児童相談所 1,063,700人 ・ 第二児童相談所 372,547人  (令和7年4月1日現在推計人口) ・ 児童相談所 1,003,362人 ・ 第二児童相談所 365,151人	—

・ 第三者評価を実施している児童相談所数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所業務の質の向上を図るため、積極的に第三者評価等の措置を実施する必要がある。	2か所 (児童相談所、第二児童相談所)	児童相談所及び第二児童相談所について、第三者評価の受検を継続する予定（各児童相談所につき、3年に1回実施）。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

・ 児童福祉司、児童心理司の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童福祉司の配置基準※を踏まえた職員配置 (※) 児童相談所における「虐待認定件数」に基づき各年度で変動	<p>(令和6年度(4月18日時点))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司 84人</li> <li>(スーパーバイザー(課長級及び主席・係長級) 25人を含む。)</li> <li>・児童心理司 38人</li> <li>(スーパーバイザー(係長級) 3人及び会計年度職員7人を含む。)</li> </ul> <p>(令和7年度(4月18日時点))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司 87人</li> <li>(スーパーバイザー(課長級及び主席・係長級) 25人を含む。)</li> <li>・児童心理司 40人</li> <li>(スーパーバイザー(係長級) 3人及び会計年度職員7人を含む。)</li> </ul>	<p>児童福祉司の配置基準を踏まえた職員配置</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>令和8年度必要配置数(試算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司が国配置基準で79人</li> <li>・児童心理司が国配置基準で40人</li> </ul>

・ 市町村支援児童福祉司の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
指定都市は1人の配置が標準	1人	配置済

・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童福祉司5人につき1人の配置	<p>(令和6年度(4月1日時点))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所 17人</li> <li>・第二児童相談所 8人</li> </ul> <p>(令和7年度(4月1日時点))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所 17人</li> <li>・第二児童相談所 8人</li> </ul> <p>※ いずれも課長級を含む。(再掲)</p>	<p>児童福祉司数に応じて配置数を検討</p>

10 児童相談所の強化等に向けた取組

・ 医師の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所に医師を1人以上配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所 (児童精神科医1人、小児科医1人)</li> <li>・ 第二児童相談所 (児童精神科医1人、小児科医1人)</li> </ul>	配置済

・ 保健師の配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所に保健師を1名以上配置	保健師としての配置はなし※ (※) 看護師及び保健師資格を有する児童福祉司を配置済	現時点での配置予定なし

・ 弁護士配置数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童相談所に弁護士の配置又はこれに準ずる配置が必要	(令和6年度) 4人(委託弁護士) <u>(令和7年度)</u> <u>1人</u>	配置済

・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
児童福祉司としての任用に当たっては、内閣総理大臣が定める講習会の過程を終了する必要がある。	(令和5年度) 児童福祉司任用前後研修の受講者20人  <u>(令和6年度)</u> <u>児童福祉司任用前後研修の受講者17人</u>  <u>(令和7年度)</u> <u>児童福祉司任用前後研修の受講者17人</u>	児童福祉司として任用を予定している者に対する講習の実施

10 児童相談所の強化等に向けた取組

・ 専門職採用者数

必要な取組・量等	現在の整備・取組状況等	整備すべき見込量等
現時点では採用の予定はない。	採用実績はない。	現時点では採用の予定はない。

ii 資源の整備・取組方針等

- 児童虐待相談・通告件数や養護相談の増加を踏まえ、児童の安全確保、家族再統合及び児童の自立支援等に係る適切な支援を実施していくため、職員の専門性の向上、支援内容の継続性の確保及び児童相談所の体制強化に努める。

【令和7年度の課題と今後の展望】

- ・ 児童相談所内での弁護士の常駐を開始、児童相談所の第三者評価を受審するなど、職員の専門性の向上、支援内容の継続性の確保及び児童相談所の体制強化に努める。

iii 定量的な整備目標

		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口が100万人を超えている場合は、管轄人口の推移 ※児童相談所、第二児童相談所管轄合計値		1,366,016人	1,356,202人	1,345,884人	1,335,042人	1,323,755人
(実績)	児童相談所	1,003,362人				
	第二児童相談所	365,151人				
第三者評価を実施している児童相談所数		2か所 (実施年度)	2か所 (実施年度)	2か所	2か所 (実施年度)	2か所 (実施年度)
(実績)		2か所 (児童相談所実施)				
児童福祉司、児童心理司の配置数		児童福祉司の配置基準等を踏まえ配置する。				
(実績)	児童福祉司	87人				
	児童心理司	40人				
市町村支援児童福祉司の配置数		1人	1人	1人	1人	1人
(実績)		1人				

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童福祉司 スーパーバイザーの 配置数	児童福祉司数に応じて配置				
(実績)	25人				

医師の配置数 (常勤・非常勤 の内訳を含めて)		・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人
(実績)	常勤	・児童精神科医 2人 ・小児科医 2人				
	非常勤	0人				
保健師の配置数		0人	0人	0人	0人	0人
(実績)		0人				
弁護士の配置数 (常勤・非常勤の 内訳を含む)		必要に応じて配置数等を検討				
(実績)	常勤	1人				
	非常勤	0人				
こども家庭福祉行政に携わる 都道府県（児童相談所） 職員における研修 （児童福祉司任用後研修、 こども家庭ソーシャルワーカーの 養成に係る研修等） の受講者数		児童福祉司として任用する職員向けの法定研修を継続実施				
(実績)		17人				
専門職採用者数		0人	0人	0人	0人	0人
(実績)		0人				

**(参考) 評価のための指標**

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
【再掲】 児童相談所の 管轄人口	児童相談所	1,003,362人				
	第二 児童相談所	365,151人				
第三者評価を 実施している 児童相談所数・割合 分母：管内の全児童相談所数	【再掲】数	2か所				
	割合	100%				
【再掲】 児童福祉司、 児童心理司の配置数	児童福祉司	87人				
	児童心理司	40人				
	市長村支援 児童福祉司 配置数	1人				
【再掲】 児童福祉司スーパーバイザー の配置数		25人				
【再掲】 医師の配置数	常勤	4人				
	非常勤	0人				
【再掲】保健師		0人				
【再掲】 弁護士の配置数	常勤	1人				
	非常勤	0人				
【再掲】 こども家庭福祉行政に携わる都 道府県（児童相談所）職員 における研修 （児童福祉司任用後研修、 こども家庭ソーシャルワーカー の養成に係る研修等）の受講者数		17人				
【再掲】 専門職採用者数（割合）		0人				

## 1.1 障害児入所施設における支援

### (1) 旧計画の達成見込・要因分析等

- 新設項目のため、旧計画では定めていない。

### (2) 資源等に関する地域の現状及び課題、資源の整備・取組方針等

#### i 資源等に関する地域の現状

- ・ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

現在の整備・取組状況等
1施設（全2施設）

- ・ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

現在の整備・取組状況等
(令和6年度) 定員 27名
(令和7年度) 定員 27名